



19水漁第3393号
平成20年2月19日

経済産業省
貿易経済協力局貿易管理部農水産室長 殿

水産庁漁政部加工流通課長

水産物輸入割当品目の原産地追加について

1. 平素より、水産物輸入割当（IQ）制度について、水産庁と連携の下、適切な運用をされていることを感謝しております。
2. さて、昨年4月、財務省における原産地認定に係る解釈統一が図られ、魚のフィレの原産地については、加工された国ではなく、魚の採捕国とすることとなりました。
原産地認定の解釈統一以前は、HS番号4桁ベースで変更があった場合は、変更があった地を原産地とする運用がなされており、魚のフィレ加工はHS番号が4桁ベースで変化するため、そのような加工地が原産地としてされてきましたが、当該解釈統一後は原料水産物の産地が原産地として扱われています。
従って、日本産水産物について、中国等の他国でフィレ加工を行った場合、従来中国産等とされてきたこのような製品の原産地は日本となります。
3. 水産物IQ品目の一部は、輸入発表において輸入可能な原産地を指定していますが、このような品目においては、原産地として日本が指定されていないことから、日本産原料を他国でフィレ加工した製品について、原産地認定に係る解釈統一前には加工国を原産地として輸入可能であったものが、当該解釈統一後は日本産として扱われるために輸入ができなくなる事態が生じていると聞き及びます。
4. 一方、水産物IQ制度の原産地指定は、水産物IQ制度の目的の一つである我が国周辺水域での資源管理の補完を有効に行うために実施しているところですが、我が国の資源管理制度の下で漁獲された水産物を原料とし中国等で加工される加工品については、輸入を禁止する理由はありません。
5. つきましては、日本産原料を他国でフィレ加工した水産物IQ品目について、財務省における原産地認定の解釈統一以前と同様に、制度に則り輸入が可能となるよう、今後行う輸入発表の原産地一覧表に「日本」を追加されるよう依頼します。